

2010年2月15日

陳述書

千葉地方裁判所刑事第1部 御中

被告人 大高 正二 

先ず、裁判官にお尋ねします。(陳述文を短くする為に此れを確認する)担保された土地が実質的に山野の所有物であった事は確認できていますか？日本橋建設社長の法廷証言記録、その他を証拠提出してあり、千葉興業銀行は日本橋建設がデフォルトした時に、直接、山野から「競売に掛ける」と脅して残債を取り立てた事からも其の事実は明らかです。千葉興業銀行は内閣総理大臣から認可されて営業している公共性の高い企業です。千葉興業銀行が銀行法に違反する業務を行い、詐欺横領、恐喝犯である事は明らかです。裁判所がしばしば使用する、「悪いと認識せずにやったことだから罰する事は出来ない」とか、「仮に犯罪の事実があったとしても既に時効である」とする“でたらめ判決”の手法は通用しません。千葉興業銀行は間違い無く罪を犯した会社です。

詐欺横領、恐喝と言う犯罪を防止する為に、山野は、千葉地検、最高検察庁に告訴いたしました。千葉西警察にも何回も訴えました。しかし、其れもだめでした。“だめ”と云う事は取り扱ってくれなかったのです。訴えを握りつぶされたのです。

そこで仕方なく私たちは千葉興銀本店前でマイク放送したのです。

千葉地裁、横浜地裁小田原支部、東京高裁、最高裁のでたらめ判決と、千葉地検、最高検察庁、千葉県警の告訴握り潰しがこの事件を発生させた最大原因です。裁判所、検察、警察は犯罪防止が使命にも拘らず、犯罪を発生させる組織に成り下がったのです。裁判所、検察、警察が与えられた使命を果たさないとする犯罪が顕著です。其のやり方は、巧みな言葉づかいや、言い回し、自分達のやっている事を公表せずに隠し、説明責任を果たさず等をして国民を騙し続けてきました。

私たちは次善の策として千葉興銀が「どうぞ」としたマイク放送を致しました。マイク放送の内容は千葉興業銀行から提出されている告訴状に示されています。此れを聞いた人達はどのように受け止めますか？「千葉興業銀行はそんなに悪い事をしているのか、用心しよう」と考える事と思います。其れによって被害拡大を防ぎ、犯罪を止める効果が大きいと考えます。私達の行動は専ら公益を図るものです。刑法230条の2に該当いたします。

私に名誉毀損罪が成立すると仮定すると、泥棒された人が、「泥棒！盗んだものを返せ！」と言ったら、逮捕され、有罪になってしまう事と同じです。日本はこんな可笑しい国なのです。悪い事をする者ほど繁盛するのです。

なお、当裁判の様子は、裁判で使われた書面や証言記録をそっくりホームページに掲載して多くの人達に見守られています。URLは <http://www.ohtakasyouji.com/>